

令和5年2月15日

教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会

報告事項 (2件)

- (1) 令和4年度草津市サンヤレ踊りユネスコ無形文化遺産登録記念啓発事業補助金交付要綱の制定について
- (2) 寄付の受け入れ報告について

Figure 1. The effect of the concentration of the solution on the rate of the reaction. The reaction was carried out at 25°C in a 0.1 M NaOH solution. The concentration of the solution was varied from 0.01 to 0.1 M. The rate of the reaction was measured by the change in the absorbance of the solution at 440 nm. The data were fitted with a linear plot, and the slope of the line was determined. The slope of the line was found to be 0.012 min⁻¹ M⁻¹.

令和4年度草津市サンヤレ踊りユネスコ無形文化遺産登録記念啓発事業

補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、国指定無形民俗文化財「近江湖南のサンヤレ踊り」が国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）無形文化遺産に登録されたことを受け、民俗芸能の普及啓発を図ることを目的に行われる事業について、予算の範囲内において令和4年度草津市サンヤレ踊りユネスコ無形文化遺産登録記念啓発事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に規定するもののほかこの要綱に定めるところによる。

(補助対象事業等)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条の目的を達成するために国指定無形民俗文化財「近江湖南のサンヤレ踊り」の保護団体である「草津のサンヤレ踊り保存協議会」を構成する各保護団体が実施する事業とする。

2 補助対象事業は、「近江湖南のサンヤレ踊り」が国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）無形文化遺産に登録されたことを継続的に広く啓発するものであり、成果物には「ユネスコ登録」等の文字を記載するものとし、啓発チラシ・ポスター等を除き、個人への配布を目的とした食品や物品は対象外とする。

3 補助対象事業は、草津市文化財保存事業補助金交付要綱（昭和59年草津市告示第88号）別表に記載の「民俗・無形文化財保存育成」に該当するものを除く。

(補助金の額等)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、前条の補助対象事業に要する経費とする。

2 補助基本額は、800,000円を限度とし、補助率は10分の10とする。

3 補助金の額は、補助基本額に補助率を乗じて得た額（千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた額）とする。

(交付申請書の添付書類)

第4条 補助金の交付を申請しようとするものは、規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書に、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書またはこれに代わる書類
- (3) 実施しようとする事業に係る見積書およびその内容を示す書類

(実績報告書の添付書類)

第5条 規則第13条の実績報告書に添付する書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 収支精算書
- (2) 補助事業の成果を証する書類および写真

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年1月25日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第5条に規定する書類の提出については、なお従前の例による。

寄付受け入れ報告

寄 付 品 目	数量	単価 円	価格 円	住所・氏名 等	寄付年月日	受納場所
児童用図書	1式		430,430	草津市東草津4丁目701 特定非営利活動法人 草津の未来を建設する市内業者会	令和5年 2月9日	市内小学校
小計			430,430			
合計			430,430			

